

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会
会長 新城 英一
(公印省略)

燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の中東情勢の変化に伴い、軽油をはじめとする燃料価格が高騰しているほか、一部においては燃料供給の制限等も見られ、トラック運送事業者の事業運営への影響が懸念されているところです。このような状況を踏まえ、国土交通大臣、中小企業庁長官及び公正取引委員会委員長の連名により、荷主や元請事業者等に対し、価格転嫁の適切な実施及び取引適正化に関する配慮を求める要請が発出されるとともに、公益社団法人全日本トラック協会からも、燃料価格高騰時における価格転嫁の徹底について周知依頼がありました。

つきましては、会員事業者の皆様におかれましては、燃料サーチャージ制度の導入や取引条件の見直し等について、荷主等との十分な協議を行い、燃料価格の変動を適切に運賃・料金へ反映していただくとともに、取引の適正化に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、別添の全日本トラック協会の要請文書及び関係省庁の通知をご確認いただき、内容についてご理解のうえ、適切にご対応いただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、全日本トラック協会通知に記載の別添資料につきましては、当協会ホームページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

記

- ・別添 公益社団法人全日本トラック協会通知
「燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について」
- ・沖ト協 HP 掲載資料
「燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について（要請）」
「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」

以上

◇本件お問い合わせ先

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 電話：098-863-0280

全ト協発第 655 号(企)
令和 8 年 3 月 27 日

都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一
(公 印 省 略)

燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について（要請）

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記「燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について（要請）」について、今般の中東情勢を受け、軽油を含む燃料価格が高騰しつつあることに加え、石油販売会社がタンクローリーによる大口購入者向け軽油の販売停止や数量の制限を行っており、従前どおりの軽油の調達が難しくなっている状況がみられるなど、トラック運送事業者の事業運営に支障が生じることが懸念されております。

今般、経済産業大臣、公正取引委員会委員長、国土交通大臣を含む各省庁事業所管大臣の連名による、中小受託事業者に対する価格転嫁等に関する配慮要請が政府から関係事業者団体へ発出されたことを受け、国土交通大臣、中小企業庁長官、公正取引委員会委員長の連名により、特に、今般の燃料価格の高騰や燃料供給の制限による事業運営への影響が懸念されるトラック運送事業者の窮状について、主として発注者である荷主や元請事業者等に対して理解、及び安定した輸送力を確保するための配慮を求める要請文書が発出されました。

つきましては、元請運送事業者となる発注者においては、実運送事業者から燃料サーチャージ制度の導入や取引条件の変更に係る協議の求めがあつたにもかかわらず、交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに運賃・料金を据え置くことなどが無いよう、また、実運送事業者との取引において燃料サーチャージ制を導入するなど、燃料価格の変動を適切に運賃・料金を反映する取組を進めていただくよう、本要請内容について、傘下会員事業者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- 燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について（要請）
- 中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について
(令和 8 年 3 月 27 日)

◇本件お問い合わせ先
公益社団法人全日本トラック協会 企画部
電話：03-3354-1037